

再就職等規制の概要

大阪府 総務部 人事課

(令和7年4月)

はじめに

職員の退職管理については、これまで「職員の退職管理に関する条例」や「大阪府職員基本条例」に基づき、公務の公正性及び府民の信頼確保を図るため、「再就職状況の公表」や「人材バンク制度の運用」などを通して、適切に取り組んできました。

このような中、平成26年4月には、人事監察委員会の意見等も踏まえ、再就職禁止法人及び規制対象者の範囲の拡大等を行い、より一層の公務の公正性と透明性の確保に努めているところです。

在職者をはじめ、既退職者の皆さまにおかれましては、条例等の趣旨を踏まえ、適正な職員の退職管理及び府政全般に対する府民の信頼確保にご協力いただきますようお願いいたします。

【令和6年4月 制度改正の内容】

◆ 指定出資法人等への再就職の禁止（大阪府職員基本条例第32条）

再就職禁止法人への再就職が禁止される者について、勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者のうち、「離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者」を除外。

◆ 再就職の届出（職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条・第23条）

再就職の届出について、1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合は、再就職の届出を不要。

目 次

1. 再就職等規制のポイント・・・・・・・・・・	1
2. 再就職にあたっての手続き等の概要・・・・・	2
3. 再就職禁止法人とは・・・・・・・・・・	4
再就職禁止法人一覧・・・・・・・・・・	5
4. 再就職禁止法人への再就職手続き・・・・・	6
5. 人材バンク制度・・・・・・・・・・	7
・利用方法	
・対象者	
・登録手続き等	
・事務局の役割	
6. 職員による再就職のあっせんの禁止・・・・・	11
7. 再就職者による働きかけの禁止・・・・・	12
8. 再就職の届出・・・・・・・・・・	14

○関連条例、詳細については、

★**大阪府ホームページ**にも掲載しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/taisyokukanri/>

大阪府 退職管理

検索

問合先：大阪府総務部人事課（考査・退職管理グループ）
又は各部局人事担当課

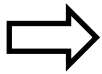
TEL：代表 06-6941-0351（人事課：内線2141）
直通 06-4397-3679

1. 再就職等規制のポイント



1. 指定出資法人等への再就職の禁止

(大阪府職員基本条例第32条)

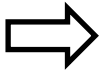


勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者※(離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。)は、離職後、大阪府職員基本条例第32条第1項各号及び第2項に掲げる法人その他の団体には、再就職することはできません。(必要な手続き(P6)を経た場合を除く。)



2. 職員による再就職のあっせんの禁止

(大阪府職員基本条例第33条、
職員の退職管理に関する条例第8条)



職員は、他の職員又は職員であった者を、大阪府や国関係機関、市町村など他の公共団体以外のものに就職させるための情報の提供や情報の提供依頼等を行ってはいけません。



3. 再就職者による働きかけの禁止

(地方公務員法38条の2、
職員の退職管理に関する条例第3条)



再就職者は、職員に対して職務上の行為をするよう(しないよう)に、要求又は依頼を行ってはいけません。

※管理職の職員・・・管理職手当の支給対象者の範囲と同じです(課長級以上(研究職は総括研究員級)又は府立学校長、教頭等)。また、一度でも管理職職員であったことのある者は対象に含まれます。(例:管理職から非管理職に降任し退職した場合・管理職で退職し非管理職に再任用された後、退職した場合など)

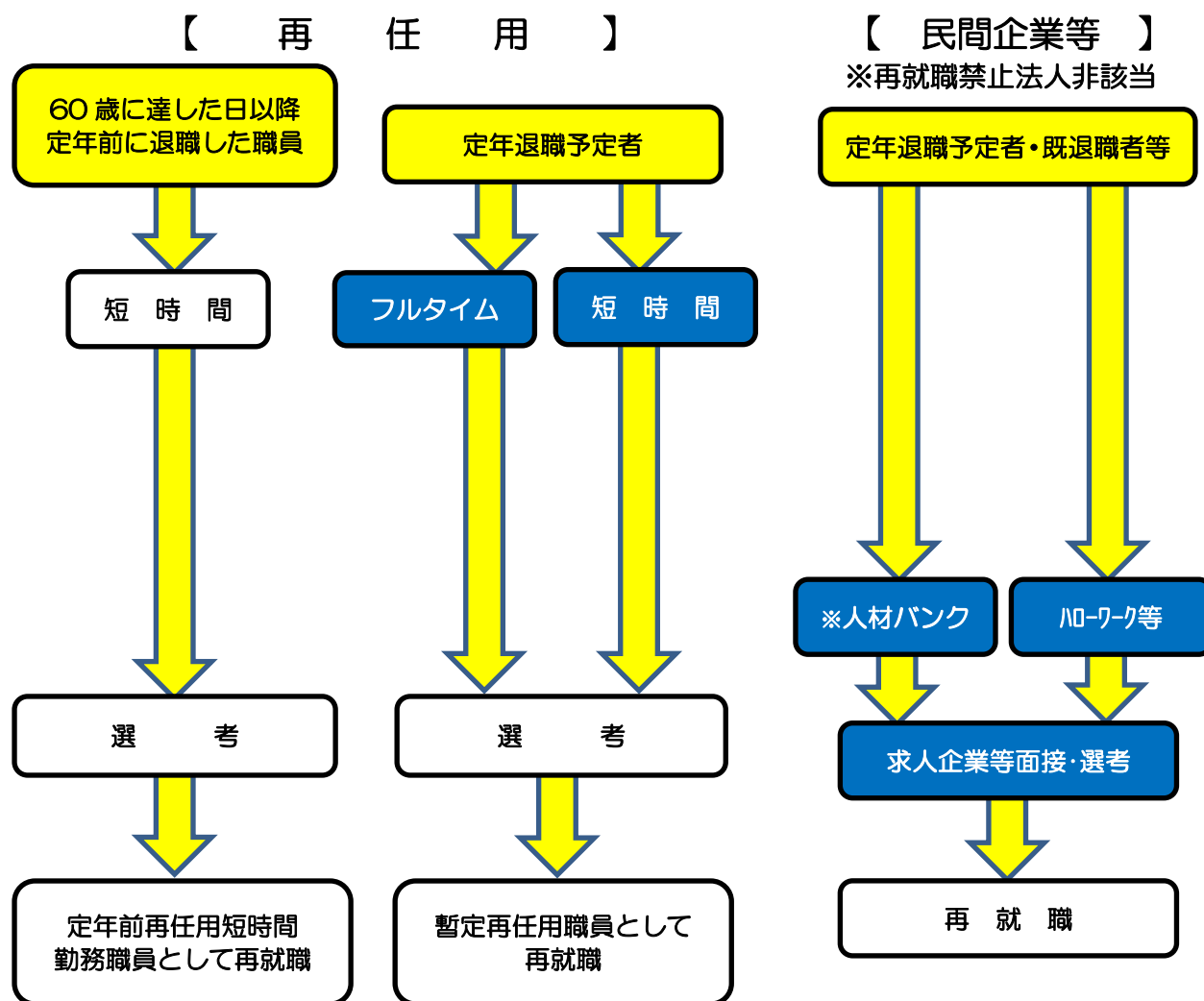
2. 再就職にあたっての手続き等の概要

◆勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）が再就職するにあたっては、条例等により規制があります。

◆再就職にあたっては、府民の疑惑や不信を招くことがないように、それぞれ、必要な手続きを経た上で行って下さい。

（※特に、「【民間企業・指定出資法人等】※再就職禁止法人」への再就職については、P6以降を参照）

◆個人事業者として再就職禁止法人と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に人事監察委員会事務局（総務部人事課）にご相談ください。

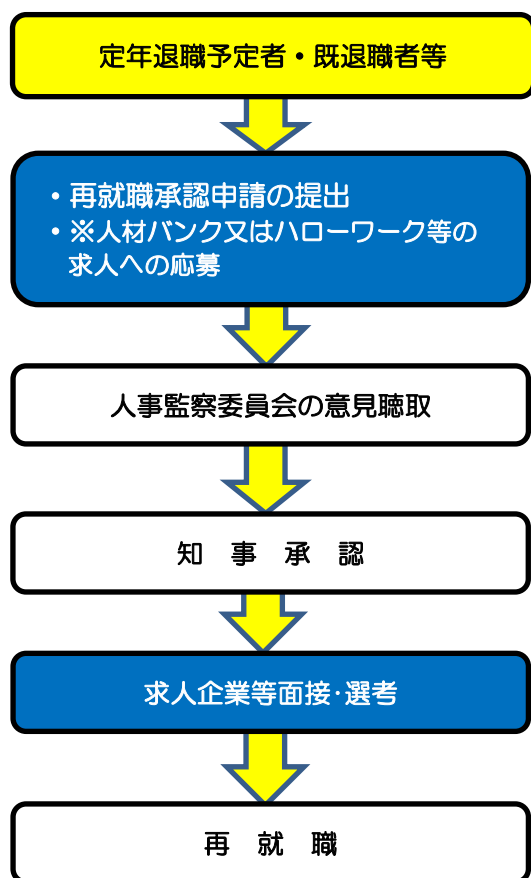


- ・例年、定年退職予定者等に対し、再任用に係る意向調査を実施。
- ・再任用を申し込んでいても、人材バンク等による外部への再就職は妨げない（ただし、概ね2月～5月頃までの間を除く。）。

- ・人事監察委員会の意見聴取及び知事の承認は不要

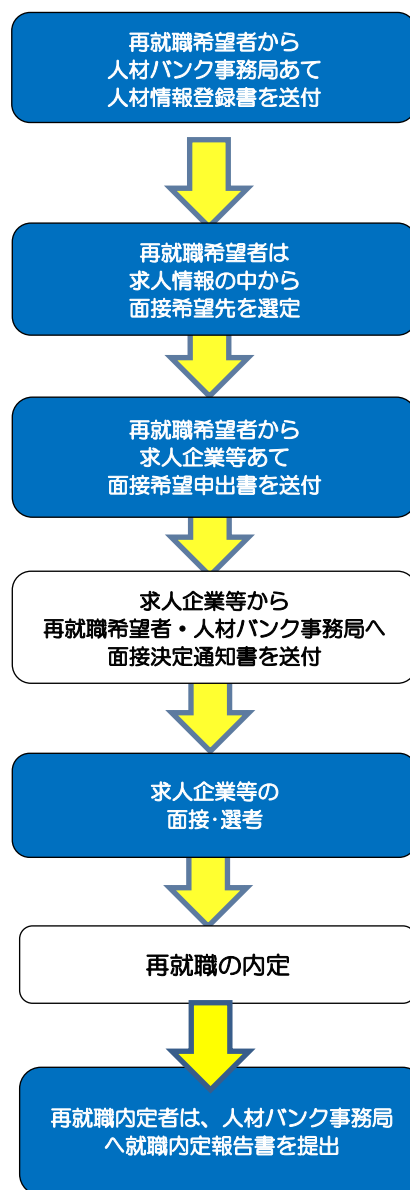
【 民間企業・指定出資法人等 】

※再就職禁止法人に該当



- ・人材バンクやハローワーク等の求人への応募は可能ですが、実際に面接・選考等を受けるまでの間に、人事監察委員会の意見聴取及び知事の承認が必要
- ・「指定出資法人」「職員を派遣している団体」「指定出資法人の子法人等」への再就職については、人材バンクによる手続きが必須

※人材バンクの手続き詳細



※詳しくは、P7～10 及び 府 HP
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/jinzaibank/> を参照してください。

3. 再就職禁止法人とは（分類）

勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）は、離職後、次に掲げる5分類に当てはまる法人その他の団体に就職することはできません。



指定出資法人



職員を派遣している団体



指定出資法人の子法人等



府が財政的援助をしている法人

- ア 300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人
※過去2年間の何れかの年度における総額
- イ 金銭の出資又は貸付けを府から受けている法人
※貸付金のうち、銀行等への預託金は除く



離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人（離職後2年間）

規制期間：離職後2年間

権限内容：「審査基準」・「不利益処分基準」が定められている権限



ただし、上記5分類に該当する場合であっても、知事が人事監察委員会の意見を聴き、職員の離職後の再就職等の適正な管理に支障が生じないと認めて承認する場合は、就職することができます。手続きの流れ等は、P6をご覧ください。

※大阪府職員基本条例第32条第3項

再就職禁止法人一覧

(令和7年4月現在)

1

指定出資法人（大阪府職員基本条例第32条第1項第1号）

〔大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1項・第2項〕

(公財)大阪国際平和センター、(公財)大阪府国際交流財団、(株)大阪国際会議場、(公財)大阪府保健医療財団、大阪信用保証協会、(公財)西成労働福祉センター、(一財)大阪府みどり公社、(株)大阪鶴見フラワーセンター、(公財)大阪府漁業振興基金、大阪府道路公社、大阪モノレール(株)、大阪外環状鉄道(株)、大阪府土地開発公社 堺泉北埠頭(株)、大阪府住宅供給公社、(公財)大阪府育英会、(公財)大阪産業局、(公財)大阪府都市整備推進センター、(公財)大阪府文化財センター

2

職員を派遣している団体（大阪府職員基本条例第32条第1項第2号）

〔公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項〕

大阪湾広域臨海環境整備センター、(地独)大阪産業技術研究所、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所、(地独)大阪府立病院機構、(公財)大阪観光局、(一財)大阪府警察協会、(一財)大阪府警察職員互助会、全国知事会、(地独)大阪健康安全基盤研究所、(公財)ワールドマスタースゲームズ2021 関西組織委員会、(公社)2025年日本国際博覧会協会、地方税共同機構、国立研究開発法人国立循環器病研究センター

3

指定出資法人の子法人等（大阪府職員基本条例第32条第1項第3号）

〔大阪府職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則第2条〕

保証協会コンピュータサービス(株)、大阪モノレールサービス(株)、千里北センター(株)

4

府が財政的援助をしている法人（大阪府職員基本条例第32条第1項第4号）

〔大阪府職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則第3条〕

※再就職が禁止される具体的な法人名については、会計年度終了後、禁止法人が確定次第、府HPに掲示します。
規制対象法人一覧（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/13708/kinsihoujinnichirann04-05.xlsx>)

【ア：300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人】

就職しようとする日の属する会計年度の前会計年度又は前々会計年度（その就職しようとする日が4月1日から9月30日までの期間に属する場合は、2年前又は3年前の日の属する会計年度）のいずれかにおいて府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上である法人

【イ：金銭の出資又は貸付けを府から受けている法人】

- ・金銭の出資を府から受けている法人
(公益法人会計基準と企業会計基準等のいずれによる出資も含む。)
- ・金銭の貸付けを府から受けている法人（※貸付金のうち、銀行等への預託金は除く）

5

離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人（離職後2年間）（大阪府職員基本条例第32条第2項）

下記、大阪府ホームページ「[審査基準及び標準処理期間検索](#)」及び
ホームページ内、関連リンクの「[処分基準検索](#)」も併用してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shinsa> を参照

4. 再就職禁止法人への再就職手続き

●知事への再就職承認申請の流れ●

人材バンクの求人情報や公募等を閲覧し、再就職を希望する法人が再就職禁止法人であった場合、面接・選考等の前に、知事の承認が必要です！！

「再就職承認申請書」を知事(事務局:人事課)に提出

知事は、「再就職承認申請」について、人事監察委員会の意見を聴取

人事監察委員会の意見を踏まえ、知事が再就職の承認・不承認を決定

再就職審査結果を申請者あて通知

申請者による再就職手続き(面接・選考等)



ただし、次の3分類に該当する法人等へ就職する場合は、必ず**人材バンク制度**を利用しなければなりません。

(大阪府職員基本条例第32条第5項)

- 1 指定出資法人
- 2 職員を派遣している団体
- 3 指定出資法人の子法人等

違反行為が認められた場合、**違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称が公表されます。** (大阪府職員基本条例第38条)

※実際に再就職される前に、雇用形態や給与年収が、申請時に比べて大幅に相違が生じると分かった場合には、再度の再就職承認申請が必要となる場合がありますので、速やかに人事監察委員会事務局(総務部人事課)にご連絡ください。

※個人事業者として再就職禁止法人と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に人事監察委員会事務局(総務部人事課)にご相談ください。

5. 人材バンク制度（利用方法）

人材バンク制度とは

大阪府退職予定者人材バンク実施要綱（以下「要綱」という。）

職員の退職管理に関する条例第2条の規定に基づき、職員の再就職の支援として総務部人事課が求人企業等の情報を提供等するもの。

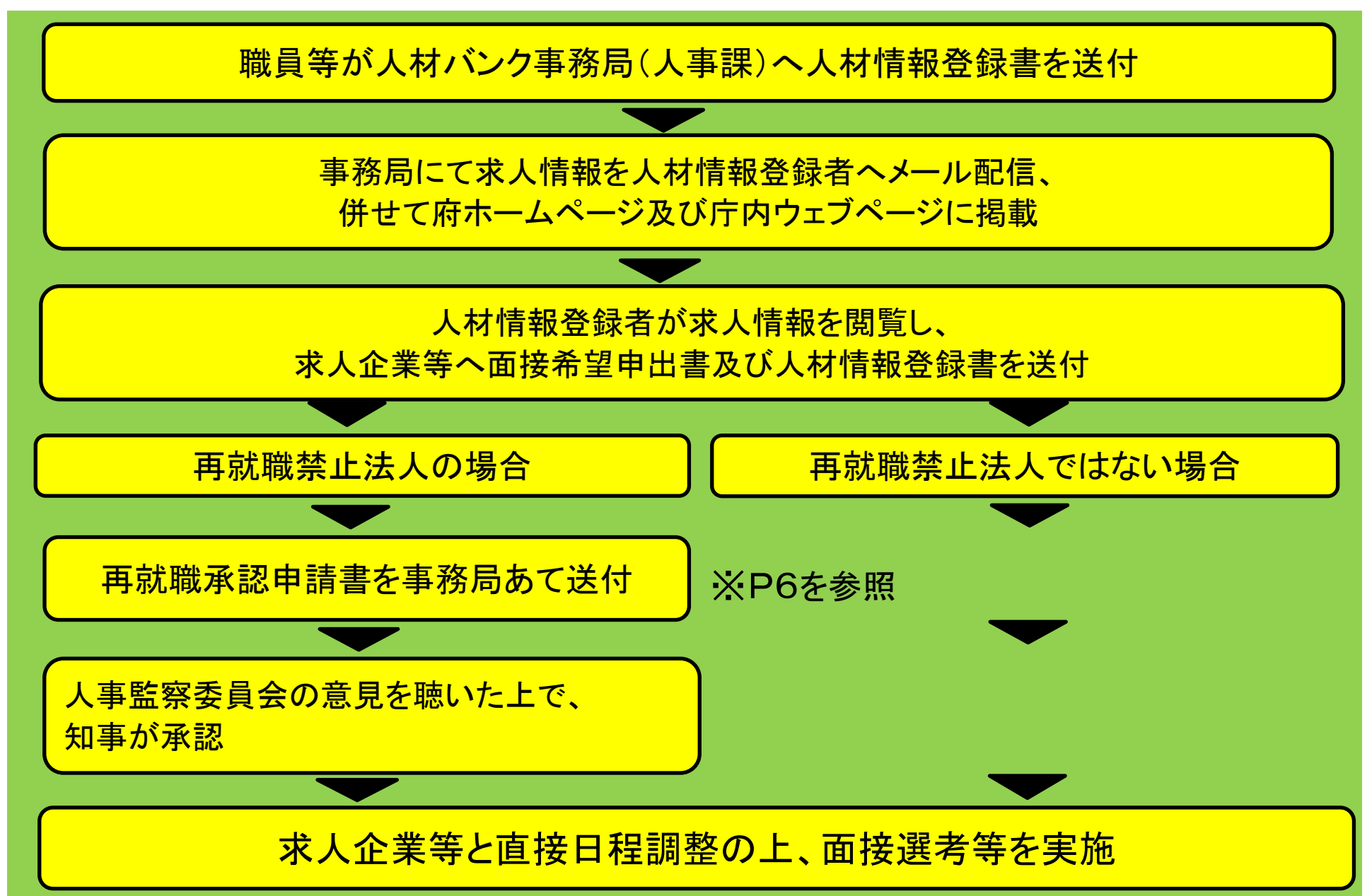
●人材バンク制度の利用方法●

・詳細については、大阪府ホームページ「人材バンクについて」を参照

⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/jinzaibank/>

・教育庁・府立学校（教育職・技術職員）の方を対象とした府教育委員会退職予定者人材バンク制度はこちらを参照

⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/fukyoijinzaibanku/index.html>



再就職が内定したときは、人材バンク事務局へ「就職内定報告書」を提出しなければなりません。
（要綱第5条第4項）

※人材バンクへの人材情報の登録により、再就職が保証されるものではありません。

5. 人材バンク制度（対象者）

人材情報の登録対象者

- (1) 勤続期間が20年以上の職員若しくは職員であった者
又は管理職の職員若しくは職員であった者
(要綱第3条第1項第1号)
- (2) 組織の改廃等により分限免職される者 (要綱第3条第1項第2号)



ただし、懲戒免職処分を受けた者は登録できません。

求人情報の登録対象企業等

上記登録者を採用する意向のある企業等



大阪府職員基本条例第32条第1項第1号から第3号までに掲げる
再就職禁止法人は、人材バンクの利用が必須です。

(大阪府職員基本条例第32条第5項)

※ 登録された人材情報又は求人情報について、登録を継続することが適当
でないと認められるときは、当該登録を抹消することがあります。

(要綱第4条第3項)

5. 人材バンク制度（登録手続き等）

人材情報登録手続き

手順1 「人材情報登録書」を作成

手順2 手順1で作成した「人材情報登録書」を、人材バンク事務局あてメールで送信。

詳しくは、<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/jinzaibank/> を参照

※教育庁・府立学校（教育職・技術職員）の方は、所定の様式で「人材情報登録書」を作成のうえ、教職員人事課あてメールで送信してください。

詳しくは、<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/fukyoijinzaibanku/index.html> を参照

求人情報閲覧・面接申出方法

◆求人情報は、適宜、府ホームページ及び庁内ウェブページにて掲載しています。

府ホームページ ⇒ 人材バンクについて(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/jinzaibank/>)

庁内ウェブページ ⇒ 通知及び依頼（一覧へ）⇒【人材バンクからのお知らせ】求人情報を更新しました！ をご覧下さい。

※教育庁・府立学校（教育職・技術職員）の方を対象とした求人情報は、

府ホームページ ⇒ 府教育委員会退職予定者人材バンク制度

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/fukyoijinzaibanku/index.html>)

庁内ウェブページ ⇒ 通知及び依頼（一覧へ）⇒【府教委人材バンクからのお知らせ】求人情報を更新しました！ をご覧下さい。

※団体への派遣職員や既退職者など、庁内ウェブページを閲覧できない環境にある方については、人材情報登録手続き終了後、メールにて求人情報を更新毎に配信します。

◆面接選考等を希望する場合は、

直接求人企業等へ面接希望申出書を提出してください。

求人企業等と日程調整の上、面接選考等を受けてください。

ただし、再就職禁止法人の場合は、知事の承認が必要です。（※P6参照）

5. 人材バンク制度（事務局の役割）

①職員等から人材情報登録書の受付

②求人情報等の提供

- ・各種企業、団体等（以下「求人企業等」という。）から提供のあった求人情報について、府HP、庁内ウェブページ及びメールなどを通じて人材情報登録者へ情報提供を行うことなど

③求人企業等への人材情報の提供

- ・人材情報登録者の人材情報を「求人情報の登録を行っている求人企業等」及び「求人情報の登録を検討している企業・団体等」に提供
- ・提供する人材情報は、「職種」「職階」「年齢」「経験のある業務」「保有する資格」「希望する業種・業務内容（記載は任意）」※氏名等の登録職員が特定される情報は除く

④人材登録登録者への応募の勧奨（スカウト）の連絡

- ・求人情報の登録を行っている求人企業等から、人材情報登録者に対する求人への応募の勧奨（スカウト）があった場合に、該当する人材情報登録者にスカウトがあった旨を連絡

⑤面接決定通知書の受理

- ・求人企業等からの面接決定通知を受理（面接等は当事者間で実施）

⑥職員等から就職内定報告書の受理

～ そ の 他 ～

◎求人先の開拓等

- ・求人企業等に対する、府ホームページ等を通じての求人開拓
- ・過去に再就職した者の任期満了が見込まれる法人等への求人情報の確認など

◎問合せ等の対応

- ・人材バンク制度の内容説明
- ・職員等の再就職に関する各種相談への対応など

※人材バンク事務局では、次のような行為はできません！！

- ・再就職を希望する職員等と求人企業等について個別に再就職のマッチングを行うことなど

◆再就職の支援の方針については、職員の退職管理に関する条例第2条で次のように定めています。

- ・府における職員の再就職の支援については、条例で定める場合を除き、府の人材バンク制度によることとする。

～人材バンク制度の定義（抜粋）～

営利企業等からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業等に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組み。

- 人材バンク制度は、退職時の職階にとらわれず、意欲のある職員が応募し、職員が求人先から評価されて再就職する仕組みであり、採用可否の決定については、当事者間の自主的なマッチングに委ねられており、採用の可否は、求人企業等において決定されます。

6. 職員による再就職のあっせんの禁止



再就職のあっせんとは

(大阪府職員基本条例第33条、職員の退職管理に関する条例第8条)

職員が、営利企業等に対し、

『他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせること』を目的としてする、以下に掲げる行為。

- ① 職員又は職員であった者に関する情報を提供すること。
- ② 営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼すること。
- ③ 職員又は職員であった者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること。

ただし…

職員が行う、次に掲げる行為は、再就職のあっせんに該当しません。
(職員の退職管理に関する条例第8条第2項各号)

- 人材バンク制度により再就職支援を行う場合
- 職業安定法等の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 組織の改廃等に基づく分限免職者に対する再就職支援を行う場合
- 職員を退職派遣する事務として行う場合



規制違反が疑われる場合、任命権者や人事監察委員会による調査が行われます。(大阪府職員基本条例第34～37条)

調査の結果、違反行為が認められた場合

違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表
(大阪府職員基本条例第38条)

懲戒処分の対象



職員

他の職員やOBを
再就職させたい

条例に掲げる行為



営利企業等

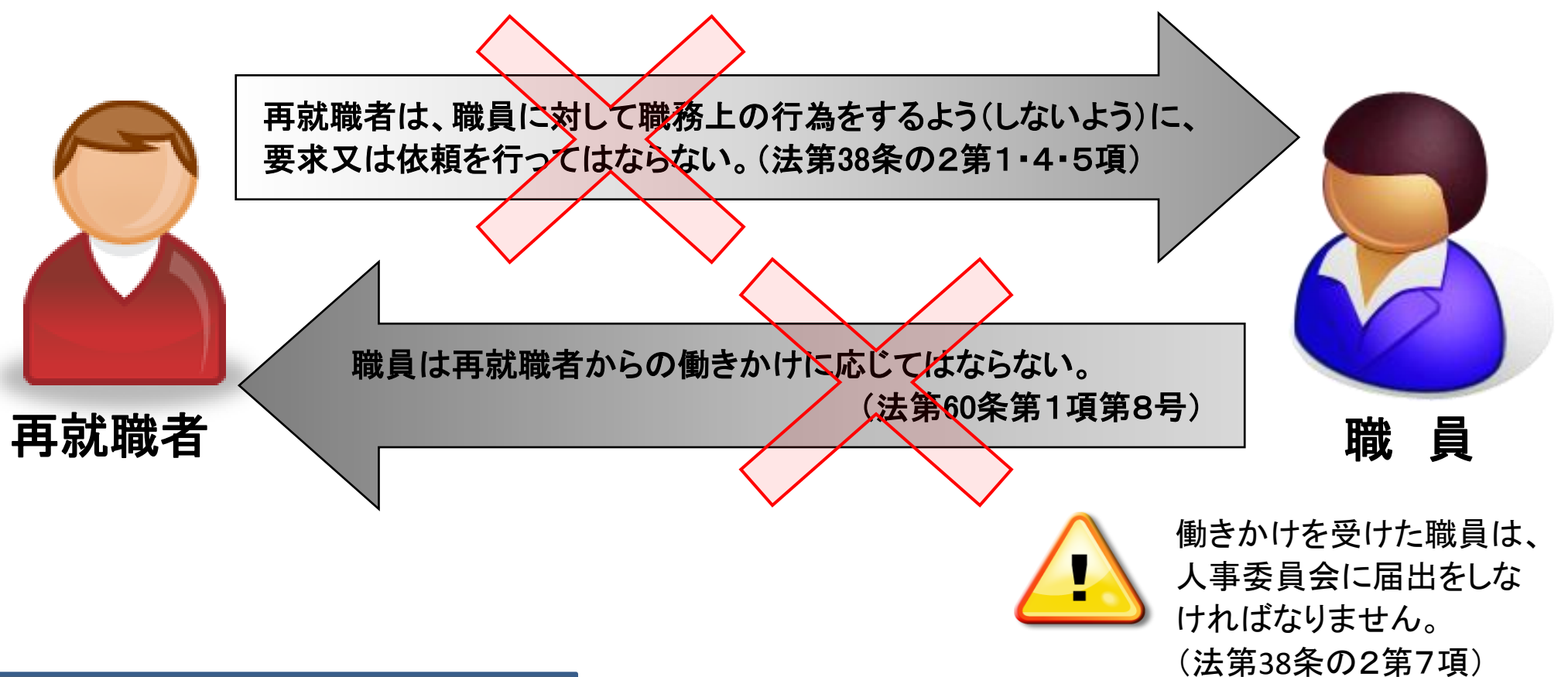
7. 再就職者による働きかけの禁止

再就職者による働きかけとは



(地方公務員法(以下この頁において「法」という。)第38条の2、
職員の退職管理に関する条例第3条)

再就職者が職員に対して、職務上の行為をするよう(しないよう)に要求又は
依頼をすること。



働きかけの内容

- (1) 離職前5年間に在職していた執行機関の組織の職員に対し、契約等事務(※)であって、離職前5年間の職務に属するものに関して、離職後2年間、働きかけをすること。(法第38条の2第1項)
- (2) (1)に加え、本府の執行機関の組織の職員に対し、契約等事務(※)であって、離職前5年より前に課長級以上のポストに就いていた時の職務に関するものについて離職後2年間、働きかけをすること。(法第38条の2第4項・第8項)
- (3) (1)・(2)に加え、本府の執行機関の組織の職員に対し、自ら締結・決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものに関して、働きかけをすること。(法第38条の2第5項)

※契約等事務・・・大阪府と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や、前者から後者に対して行われる処分(許認可等)に関する事務



働きかけに該当しない場合とは

(地方公務員法第38条の2第6項各号)

第6項各号

- 第1号 試験・検査・検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 第2号 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 第3号 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 第4号 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 第5号 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- 第6号 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合



規制違反者には罰則が適用されます。

(地方公務員法60条・63条・64条)

再就職者への罰則

働きかけを行った再就職者は
【10万円以下の過料】

不正な行為を行うよう働きかけた再就職者は
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

職員への罰則

働きかけに応じた職員は
【懲戒処分の対象】

人事委員会への届出を怠った職員は
【懲戒処分の対象】

働きかけに応じて不正な行為を行った職員は
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

不正な行為を伴う自己の求職・再就職
不正な行為を伴う他の職員のあっせん
【3年以下の懲役】

8. 再就職の届出



勤続期間が20年以上である職員又は管理職の職員であった者は、離職後5年間に再就職の届出が必要です。

(職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条)

➔ 役職に関わらず、勤続期間が20年以上の職員又は管理職職員であった方が、**離職後5年間に再就職(再々就職含む)した場合は、「元職員再就職届出書」の提出が必要です。**

(平成26年3月31日までに退職した者、管理職の職員であった者は、離職後2年間の届出義務)

注「離職」とは、定年退職や特別退職など現職の離職を指します。(再任用の任期満了は離職ではありません。)

※個人事業者として再就職禁止法人と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に人事監察委員会事務局(総務部人事課)にご相談ください。

※ 次に該当する場合は、届出は不要です。

- (1) 再任用職員や非常勤職員として府に採用された場合
- (2) 日雇いの場合(任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される場合)
- (3) 1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合
- (4) 任命権者の要請に応じ退職派遣される場合

◆「元職員再就職届出書」の提出先は、離職時の所属長あてとなります。
その後、当該所属長を通じて、総務部人事課あてに提出されることとなります。

(職員の退職管理に関する条例に基づく任命権者への届出等に関する要綱)

届出の詳細については、下記ページ内「再就職した場合の届出義務について」よりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/taisyokukanri/index.html>



違反者には罰則が適用されます。

(職員の退職管理に関する条例第10条)

届出をしなかった者・虚偽の届出をした者への罰則

【10万円以下の過料】

再就職状況の公表

勤続期間が20年以上である職員又は管理職の職員であった者の再就職状況については、職員の退職管理に関する条例等の規定により公表されます。

公表ページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/saishushoku/index.html> を参照

9. 再就職規制違反に関する外部通報窓口

大阪府人事監察委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報を幅広く受け付ける専用の通報窓口を設置しています。

ア 堂島法律事務所 (大阪府人事監察委員会外部通報窓口 弁護士 横瀬 大輝)

FAX: 06-6201-0362

電子メール: tsuhou-01saisyusyoku@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名に必ず「通報」と入力の上、送信してください。(大阪府人事監察委員会外部通報受付あて直接転送されます。)

郵送: 〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目3番9号 入商八木ビル 堂島法律事務所

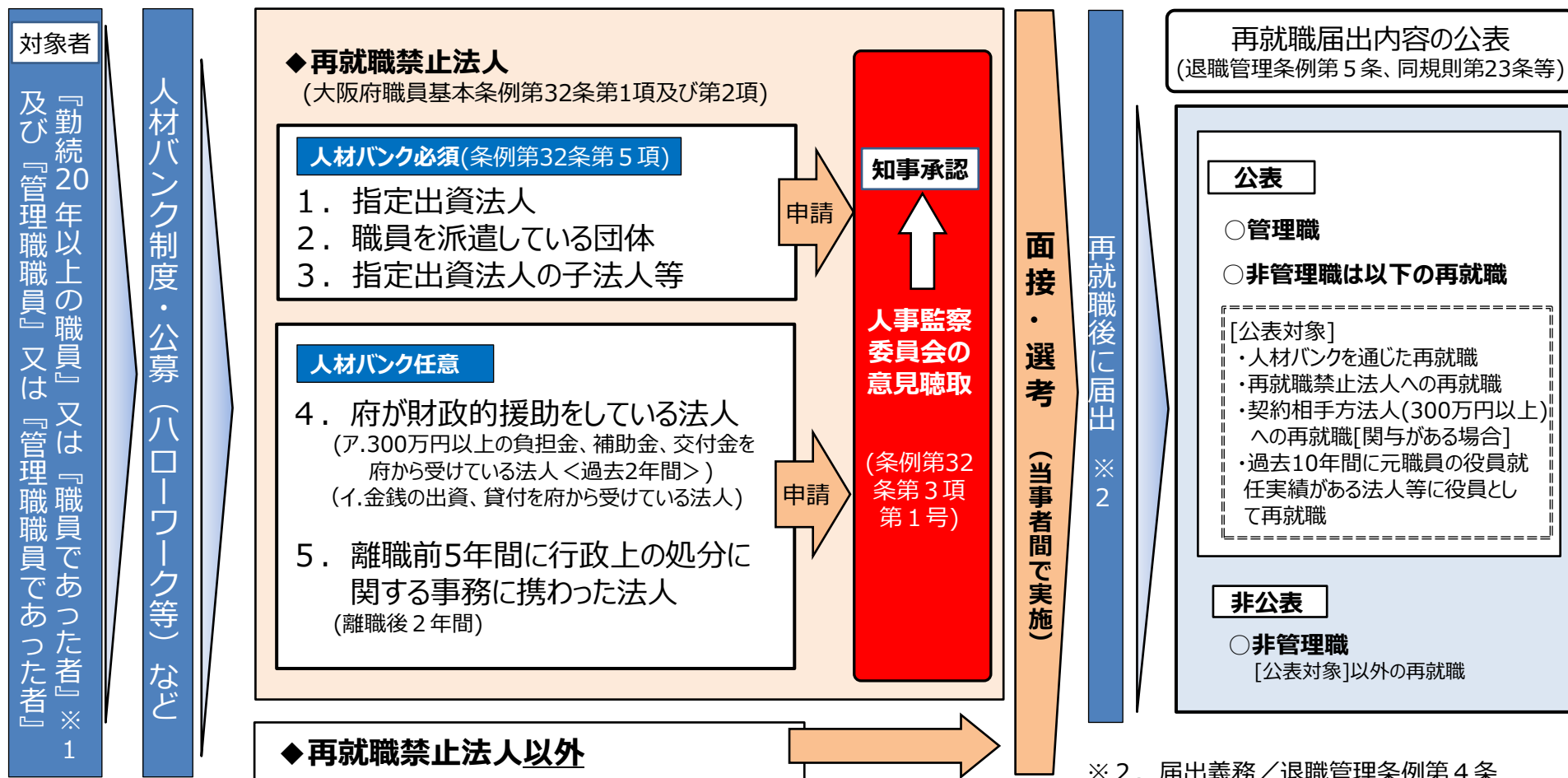
※封筒の表書きに「通報」と記載の上、送付してください。

イ 大阪府人事監察委員会事務局(大阪府総務部人事課)

電話: 06-4397-3679 / FAX: 06-6944-7151 / 電子メール: jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

郵送: 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

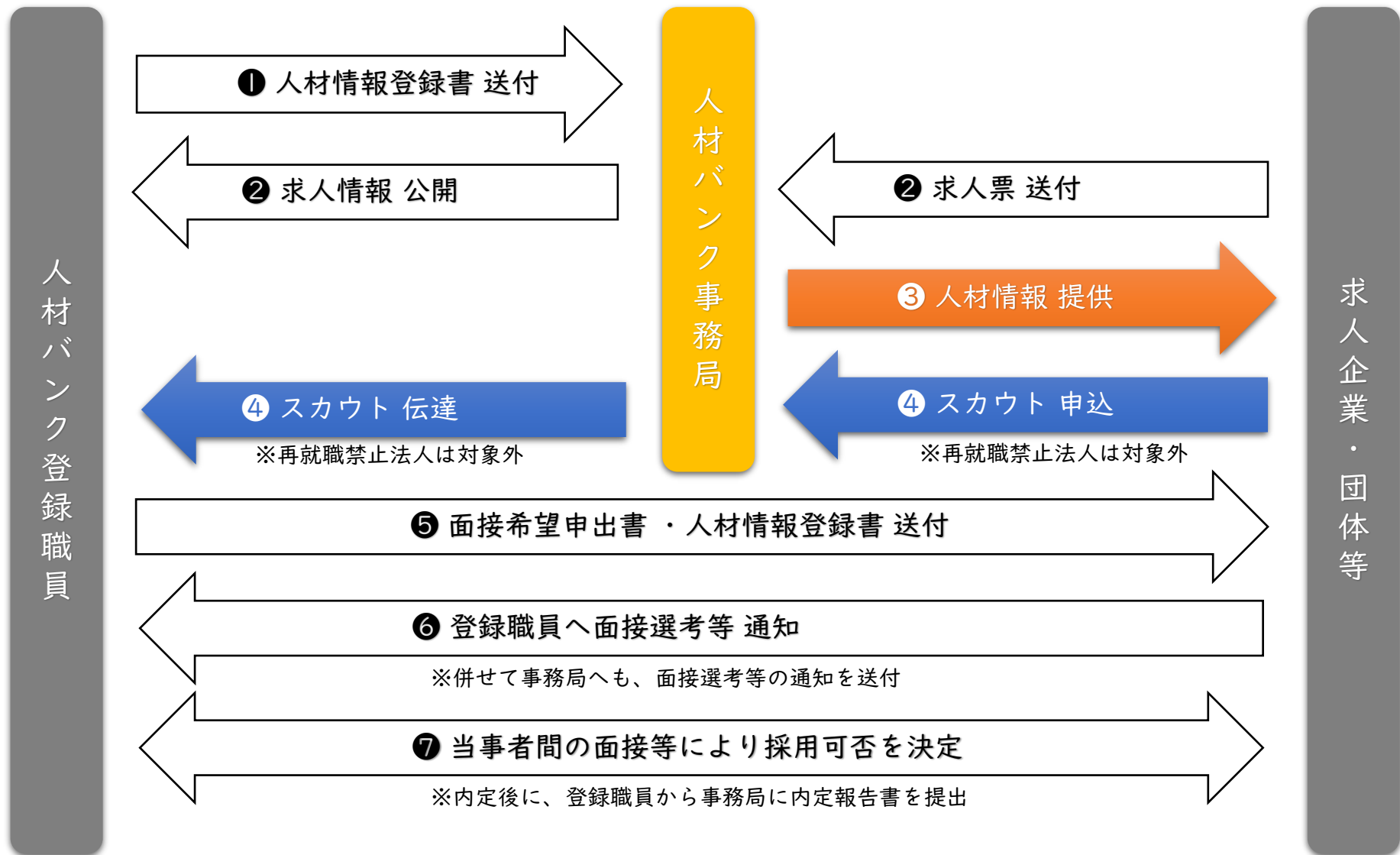
再就職等規制の概要



※1. 離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く

※2. 届出義務/退職管理条例第4条
退職管理規則第22条

大阪府退職予定者人材バンク制度のフロー図【令和7年4月～】



※採用の可否は、人材バンク制度の透明性を高めるため、当事者間のマッチングに委ねられており、事務局は関与しない
※再就職禁止法人への再就職には、別途、人事監察委員会に意見を聴取した上での知事の承認が必要
(上記⑤と同時に事務局へ再就職承認申請書を送付。また、上記⑥は知事の承認後)

